

入札説明書

令和8年度京都府政情報等PR強化業務に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年2月13日

2 契約担当者 京都府知事 西脇 隆俊

3 担当部局 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府広報課
電話番号 (075)414-4074

4 入札に関する事項

(1) 業務の名称及び数量

令和8年度京都府政情報等PR強化業務 一式

(2) 業務の内容等

入札説明書及び令和8年度京都府政情報等PR強化業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）
のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

京都府が指示する場所

(5) 質問・回答

ア 受付期間

公告開始日から令和8年2月19日（木）午後5時必着

イ 質問方法

電子メールにより提出すること。

ウ 質問様式等

様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

(ア) 件名は「令和8年度京都府政情報等PR強化業務に関する質問」とすること。

(イ) 質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

(ウ) 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

エ 回答日時

令和8年2月26日（木）

オ 回答方法

質問への回答は京都府ホームページに掲示し、個別には回答しない。

また、質問がない場合はその旨を掲示しない。

5 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出時点で府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- (3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (4) 審査基準日（申請書の提出日をいう。以下同じ。）において、12月以上の営業に係る決算が確定していない者
- (5) 申請書及びその添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当するほか、次のいずれかに該当する者
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (8) 京都府内に営業所等の設置をしていない者
- (9) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされた者
- (10) 直近5年以内に2年以上継続して仕様書に記載の業務と同種の業務を行ったことがない者

6 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

令和8年2月13日（金）から令和8年3月4日（水）までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

イ 交付場所

3に同じ。

ウ 交付方法

(ア) 原則として、アの期間に京都府ホームページ

(https://www.pref.kyoto.jp/koho/news/2026huseipr_bid.html) からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに3の組織に問い合わせの上、入手すること。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

3に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

簡易書留等の追跡可能な方法で提出期間内に必着のこと。

エ 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

(ア) 申請者等が暴力団員に該当しないことの誓約書

(イ) 法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

(ウ) 府税納税証明書（府税を滞納していないことの証明）

(エ) 消費税及び地方消費税の納税証明書

(オ) 営業（事業）経歴書

(カ) 事業実施体制

(キ) 事業実績調書

(ク) 法人にあっては財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）及び財産目録、個人にあっては所得税の確定申告書の写し、営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料（仕掛品を含む。）の現在高調書

(ケ) 取引使用印鑑届

(コ) 資格審査の手続きに係る権限を委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書

オ 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ 提出書類の作成に用いる言語

提出書類は、日本語で作成するものとする。また、提出書類の金額については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

キ その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められたときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に内容が粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - エ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
 - カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

9 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時、場所等
 - ア 日時
令和8年3月13日(金) 午前10時
 - イ 場所
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府福利厚生センター3階 第1会議室
- (2) 入札方法
 - ア 持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。
 - イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。)をしておかなくてはならない。
 - ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合はその商号又は名称)及び「令和8年度京都府政情報等PR強化業務入札書在中」を朱書きし、封筒の開口部を封印すること。
なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りではない。
 - エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。
 - オ 入札回数は、原則2回までとする。
 - カ 一般競争入札参加資格審査結果通知書(以下「結果通知書」という。)又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

(3) 郵送による入札方法

ア 受領期限 令和8年3月12日(木) 午後5時必着

イ 提出先 3に同じ

ウ その他

(ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。

(イ) 封筒は、二重封筒とし、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、封筒の表に「3月13日開札 令和8年度京都府政情報等PR強化業務入札書在中」と朱書するとともに結果通知書又はその写しを同封し、京都府広報課宛での親展とする。

(ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(5) 入札書はその提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(6) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 入札者は、入札説明書並びに仕様書及びその他の添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員(以下「関係職員」という。)に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員(以下「立会職員」という。)を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することができない。

(10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合にあっては別途日を定めて行うものとする。

また、(3)における郵送による場合の再入札書は、入札書とは別の中封筒に入れ、封筒の表に「3月13日開札 令和8年度京都府政情報等PR強化業務再入札書在中」と朱書きし、封印等の処理をした上で、(3)の表封筒に同封するものとする。この場合において、入札参加者が再入札書を提出しなかったときは、入札者又はその代理人が直接入札する場合を除き、再度入札を棄権したものとみなす。

(11) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者（失格者を含む）は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 公告に定める申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

コ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者のした入札

(12) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から10日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(13) 入札の延期

天災地変等により入札を執行できない状況に至った場合は、入札を延期することがある。その場合は、京都府のホームページで公表する。

10 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

11 入札保証金

免除する。

12 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する金額の違約金を徴収する。

13 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

14 その他

- (1) 令和8年度京都府当初予算案が京都府議会において議決されない場合は、委託契約を締結しない場合がある。
- (2) 1から13までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (3) 令和8年度の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。
- (4) 当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結せず、又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。
- (5) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。
- (6) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。